

登録長官庁 (レソト) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 附属書 LS. I

略語のリスト

国内官庁： 登録長官庁

L P L： 産業財産令（1989年政令No. 5）

L P R： 産業財産規則（1989年法律通告No. 85）

指定（又は選択）官庁 LS	登録長官庁 （レント） 国内段階に入るための要件の概要	概要 LS
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月	
国内官庁は権利回復を認めるか （PCT規則49.6）？	認める	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	英語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、補正されたもののみ）・図面の中の説明 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料 ¹	通貨：レント・（マ）ロティ（LSL） 特許： 出願手数料…………… LSL 250（100） ² 登録及び公告手数料 ³ …………… LSL 450（120） ² 実用新案： 出願手数料…………… LSL 150（50） ² 登録及び公告手数料 ³ …………… LSL 450（150） ²	
国内手数料の免除、割引又は払戻し	なし	

[次頁に続く]

- 1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。
- 2 括弧内の額は個人又は小企業による出願に適用される。小企業の資格については、登録官が料金表の定義に従いその適用を判断する。
- 3 PCT第22条に基づき新たな期間が適用されるので、この手数料の支払に適用される期間については国内官庁に問い合わせをされたい。年金の遅延支払は、割増料の支払を条件として、いくつかの状況において認められている。

LS	登録長官庁 (レント) (続き)	LS
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) ⁴	出願人が発明者でない場合には、譲渡又は移転書類 ⁵ 出願人がレントに居住していない場合には、代理人の選任	
誰が代理人として行為できるか？	レントにおいて実務を行い、居住する法律実務家	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の 効果を認めるか (PCT規則49の3.1)？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については国内官庁に確認されたい。	

4 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

5 対応する申立てが規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。